

令和7年第3回 北海道議会定例会 決算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況

開催年月日 令和7年11月10日（月）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 国保担当局長 宮森 隆之

国保医療課長 住友 義昭

国保広域化担当課長 細川 大生

質問要旨	答弁要旨
一 国民健康保険について （一）保険料について 1 決算状況の概要について 2018年度から都道府県単位化が開始されまして、2024年度は7年目となりました。 まず2024年度の決算状況について、収入済額、支出済額、差引額を示すとともに、差引額の使途についてあわせてお答えください。 2 市町村納付金総額と道の標準保険料率の比較について 次に都道府県化が導入された2018年度と2024年度について、市町村納付金総額と道の標準保険料率の比較をお答えください。 3 標準保険料率が上がる理由について 市町村納付金が減少している一方で、標準保険料率は上昇しているのですが、なぜか、その理由をお答えください。 4 納付金ベースの統一による影響について 1人当たりの医療費の増加が要因の1つだということですが、道は2024年度、保険料水準を納付金ベースで統一することとして、道内どの市町村でも医療費水準を同等とみなして各市町村の納付金を算定しています。 このため、医療費水準が平均より低い市町村では、納付金が増えることとなります。納付金の急激な上昇を抑えるためとして交付金が交付されますが、そのような自治体はいくつあったのかをお答えください。 5 医療提供体制を反映しない納付金ベースの統一について 医療提供体制には差がありますし、道内どこでも一定の医療水準を実現するということはなかなか困難だと現実には思います。今後、交付金の減少に伴って、負担は増えていくと思うのです。町村の高齢者にとっては、居住地の医療機関では治療が続けられずに、都市部の病院に入院する事例というのはよくあることで、広域分散型の北海道にあっては、遠方での受診、入院には他都府県にはない大きな負担となるといふふうに思います。医療提供体制を反映しない納付金ベー	（国保医療課長） 決算の状況についてでございますが、令和6年度の国民健康保険特別会計における歳入決算額は、4,872億4,145万円、歳出決算額は、4,811億3,676万円であり、差引61億468万円の決算剰余金が生じたところでございます。この剰余金につきましては、次年度の補正予算において、繰越金として歳入に計上するとともに、財政安定化基金への積立を含めた国保事業の財源として活用しているところでございます。 （国保医療課長） 市町村納付金総額等についてでございますが、市町村納付金総額につきましては、平成30年度は1,535億2,304万円、令和6年度は1,463億6,156万円と、減少しているところでございます。 また、道の標準保険料率につきましては、平成30年度は所得割率が11.51%、均等割額が68,650円、令和6年度は所得割率が12.71%、均等割額が77,785円となっており、増加しているところであります。 （国保医療課長） 標準保険料率の上昇の要因についてでございますが、納付金の算定に用いた医療費推計において、被保険者数の減少により、医療費総額が下がってきているため、納付金総額は減少しておりますが、高齢化の進行や医療の高度化による、1人当たりの医療費の増加や後期高齢者支援金などの負担の増加が、標準保険料率の上昇の主な要因と考えております。 （国保医療課長） 北海道国民健康保険給付費等交付金についてでございますが、この交付金は、災害等による保険料の減免や医療費の適正化に係る事業などのほか、特別な事情により、市町村において、やむを得ない財政負担増があったと認められる場合に交付しているものであり、医療費水準が全道平均より低い市町村に対しては、納付金ベースの統一による納付金の上昇分を対象に、令和6年度は、108市町村に交付したところでございます。 （国保医療課長） 納付金ベースの保険料水準の統一についてでございますが、小規模な保険者が多い本道の市町村国保においては、高額な医療費が発生しても安定的な保険料設定が可能となるよう、市町村間の医療費水準の差を反映させない納付金ベースの統一を令和6年度から実施しているところであります。 これに伴い、医療費水準が全道平均より低い市町村においては、納付金が増えつつありますが、その急激な上昇を抑制するため、交付金を交付しているところであります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
スの統一は、一部の自治体住民には負担ばかりが大きくなるのではないかと、そのことで公平さを欠くのではないかと考えるのですが見解を伺います。 再-5 医療提供体制を反映しない納付金ベースの統一について 今、急激な上昇を抑制するためということでしたので、やはり今後は、交付金のほうは減額されていくのではないかというふうに思うわけです。医療費水準だけではなくて、医療提供体制や所得水準の差など様々な条件の中で、医療制度というのはあるというふうに思うのです。今後も保険料の標準税率の引き上げが予想される中で、保険料統一ばかりを進めていった方がいいのか、その見解を伺います。 6 統一保険料にするメリットとデメリット 今後も、全道統一保険料が進められようとしていく中で、被保険者である道民にとって、どんなメリットがあるのか、あるいはデメリットがあるのかお答えください。 7 国への公費負担増加要請について デメリットですけど、小樽市も、国保に入っていられる被保険者、高齢者が多いものですから、なるべく特に低所得の被保険者については、負担が重くならないようにどうしたら負担増を抑えられるのかということをして市の職員が本当に毎年毎年頭を悩ませている、その様子を見てきましたので、保険料の面で公平性が確保されるということだけで、なかなか理解を得るのは難しいと思っていますところ。 保険料率が上がることで収入が変わらなくても保険料があがっていくわけで負担ばかりが重くなります。 いただいた資料を見ると、昨年6月1日時点の滞納世帯数60,799世帯、全体の9%になっておりまして、今年も9.1%滞納しています。国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高い、医療費水準が高い、一方、所得水準は低めだということで、構造的な課題を抱えている制度だと思います。 国保法にもありますとおり、国民健康保険制度は社会保障制度ですから、日本共産党は、暮らしを守るために1兆円規模の公費投入を求めているところ。国からの財政支援3,400億円が継続していると承知はしておりますが、国の責任を問い、さらなる財政支援を国に求めるべきだと考えていますが、見解を伺います。 (二) 子どもにかかる均等割の減額について これまで子育て世帯の経済的負担軽減のために子どもに係る均等割分の補助を求めてまいりました。 2022年度から国民健康保険に加入する全世帯の未就学児を対象として、均等割保険料の5割軽減していると承知しておりますが、国の制度に上乗せをして対象者を拡大している道内の自治体について伺うとともに、道の独自での支援拡充を求めるところですけどもいかがでしょうか。	(国保医療課長) 納付金ベースの保険料水準の統一についてでございますが、道では、保険料水準の統一を進める国の方針を踏まえるとともに、道と市町村等で構成する連携会議の場で協議を重ね、十分な理解を得た上で、納付金ベースの統一を実施しているところでございます。 (国保医療課長) 統一保険料についてでございますが、メリットといたしましては、道内どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となり、被保険者間の公平性が確保されるとともに、小規模な保険者における、高額な医療費の発生等に伴う保険料の変動を抑制することが可能となります。 一方で、デメリットといたしましては、道内の保険料を統一するため、市町村で実施していた独自の保険料の抑制ができなくなることが考えられます。 (国保担当局長) 国からの財政支援についてでございますが、国は、平成30年度以降、従来の国庫負担に加えまして、国保の財政基盤の強化を図るため、毎年3,400億円の財政支援を行っているところであります。 こうした中、国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれますことから、道といたしましては、国保の安定的な保険運営に向けた財政基盤を強化するため、国庫負担金の増額による、更なる財政支援の拡充が不可欠であると考えており、全国知事会と連携しながら、国に引き続き強く要望してまいります。 (国保担当局長) 子どもに係る保険料の均等割額の軽減措置についてでございますが、国においては、令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減のため、全世帯の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減したところ。道内において、この国の制度に上乗せして対象を拡大しているのは、11市町であると承知しております。 道といたしましては、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国一律の負担軽減措置の拡充が必要と考えてお

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(指摘) 学校に入ったら、子育てにかかるお金が軽くなるわけではないので、そして以前に聞いたときはたしか9市町だったと思います。増えておりますから、ぜひ北海道の独自の支援を求めていきたいというふうに思います。 (三) 在留外国人の国民健康保険加入について 1 国民健康保険制度について 国保法第1条において、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると規定されている制度ですが、だからこそ公費が投入されていると理解しています。国民健康保険制度を地域住民の相互扶助と矮小化させてはならないと私は考えています。住民登録をしている外国人は国保に加入する義務があるとされていますが、加入できないケースもございます。どのようなケースか伺います。 2 外国人国保加入者の保険料収納率について 原則的に、日本で働いている人、会社員などで働いている人、あるいは事業をやっている人、あるいは留学生、こういった方が国保に入っているのかなと思うのですが、3定予特の道の答弁の中で、外国人国保加入者の保険料収納率について、システム上、その把握は現状では困難としながら、厚労省の本年3月に実施の全国約150自治体の調査について、全体の保険料収納率が93%であったのに対し、外国人のみの収納率は63%であった、低率であったという結果を紹介していました。 しかし、政府は今年5月20日の衆議院の質問主意書に対する答弁書の中で、これは一部の自治体を対象にした調査であり、「各自治体の国民健康保険における国籍別の保険料の納付状況の把握」については滞納状況を把握できている自治体とできてない自治体があって、現時点で、国民健康保険料の納付率は外国人が日本人を大幅に下回っていることが明らかになったとは考えていない」としています。 在留外国人の国保料の収納率の実態は、現在、明らかにっていないと考えていますが、道の認識を伺います。 3 外国人被保険者にかかる医療費等について 調査については限定的であるということだと思います。7月15日に、当時の福岡資麿厚労大臣の閣議後の記者会見で、国民健康保険における外国人被保険者数は97万人、全被保険者の4.0%、総医療費に占める割合は1.39%としています。高額療養費については該当件数に占める外国人の割合が1.04%、支給額に占める割合は1.21%と明らかにしており、被保険者数に占める割合と比較し医療費の割合は低くなっており、かえって国民健康保険財政に寄与しているとも言えると思うところですが、所感を伺います。 4 保険料や医療費の支払いが困難な場合の対応について 在留外国人が国保に加入する場合、前年の日本国内での収入がないため、一定額を納付することが規定されていると聞いています。	り、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、子どもの均等割軽減の対象範囲や軽減額の拡充について、全国知事会と連携し、引き続き、国に対して強く要望してまいります。 (国保広域化担当課長) 外国人の市町村国保への加入についてでございますが、適正な在留資格を有し、国内に住所を有している外国人は原則として医療保険に加入することとなりますが、国民健康保険法では、他の医療保険に加入している場合をはじめ、生活保護を受けている世帯に属する場合、医療滞在ビザや観光ビザにより入国されている外国人は市町村国保の被保険者としていないこととされております。 (国保広域化担当課長) 外国人国保加入者の保険料収納率についてでございますが、ご質問の調査は、本年3月、外国人の保険料の収納状況を独自に把握している全国約150の自治体を対象に厚生労働省が聞き取りを実施したものであり、政府においても、そうした前提で答弁しているものと承知しております。 (国保広域化担当課長) 国保における外国人加入者の状況等についてでございますが、厚生労働省におきましては、全国的な傾向として、外国人被保険者の国内における診療実績は、被保険者に占める外国人の割合に比して必ずしも大きいとは言えないとしております。 道内の状況につきましては、把握が困難でありますことから、道として、国保財政への影響について申し上げることは難しいところでございます。 (国保担当局長) 外国人国保加入者への対応についてでございますが、国民健康保険において、市町村は、災害等の特別な理由がある被

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
保険料や医療費の支払いが困難な場合には、国籍の如何を問わず、その生活実態を丁寧に聞き取り必要な支援につなげることや分割納付、あるいは支払いの場合だったら、分割支払いを求めるなどの対応をするべきですが、認識を伺うとともに、制度への理解、周知ばかりでなく、相談が必要になった場合に適切な対応を取る必要があります。 実際の相談は各市町村が窓口になると承知しておりますが、その対策について伺います。 道のホームページで多言語の手引きを拝見させていただきました。言葉の問題があると思いますので、丁寧な対応を、国籍を問わずお願いしたいと思います。	保険者に対し、保険料や一部負担金の減免、徴収猶予を行うことができるほか、保険料を滞納している被保険者に対し、納付の勧奨、納付相談の機会の確保等の取組を行うこととされており、これらは、外国人の国保加入者に対しても同様でございます。 道では、これまでも、多言語による「国民健康保険の手引き」を作成し、外国人の方々に対する制度の周知に努めておりますほか、市町村の窓口等において、外国人を含めた滞納者への納付の勧奨や、相談等の取組が適切になされるよう、市町村研修会の実施や収納アドバイザー派遣等の取組を進めてまいります。